

大館市広告入り回覧板無償提供事業者募集要項

大館市では、地域コミュニティ活動の支援を目的に「広告入り回覧板」を作製するため、市に無償提供する事業者を次のとおり募集する。

1. 広告媒体の名称

大館市広告入り回覧板（以下、「回覧板」という。）

2. 広告媒体の仕様

別紙1「大館市広告入り回覧板仕様書」のとおり

3. 応募資格要件

応募する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和6・7年度大館市有資格者登録名簿に登録されており、秋田県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (2) 平成27年4月1日から募集要項の公表日までの間に、秋田県内の地方公共団体から同種業務を受注し、引き渡し済の実績を有すること。
- (3) 参加申し込み時において、「大館市入札参加資格に関する要綱」第3条第1項第1号ないし第5号の規定に該当しない者であること。

4. 募集期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月25日（金）まで
（締切日の午後5時15分まで必着のこと）

5. 募集要項に関する質問の受付・回答

募集要項（別紙1、別紙2を含む）に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年7月7日（月）から7月11日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式第1号）により、P4記載の17. 担当窓口へ電子メールで提出すること。

件名は「大館市広告入り回覧板無償提供事業者募集に係る質問」とし、

電話等による問い合わせには応じない。

(3) 質問書に対する回答

令和7年7月15日(火)に質問者に電子メールで回答するほか、他の申込者に、内容を通知する。

6. 申込方法

(1) 大館市広告入り回覧板無償提供事業者申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、企画提案書その他必要書類を添付し、持参もしくは郵送によりP4記載の17.担当窓口へ提出すること。

(2) 企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書は別紙2「大館市広告入り回覧板無償提供事業者選定基準」の企画提案書作成要領により、6部提出すること。

7. 事業者選定基準

事業者の選定は、企画提案書、会社概要、業務実績の審査により決定する。

審査は、総務部長、総務課長、総務課主幹、総務係長、総務係員の計5人で行う。

(1) 審査基準

別紙2「大館市広告入り回覧板無償提供事業者選定基準」により行う。

(2) 選定

審査の結果、評価点の最も高い者を、無償提供事業者に選定する。

8. 選定後の手続き

(1) 審査結果は、大館市広告入り回覧板無償提供事業者審査結果通知書(様式第3号)により通知する。

(2) 無償提供事業者として選定された者は、速やかに本市と回覧板の無償提供に係る確認書を取り交わすものとする。

(3) 回覧板の広告内容等について、市の承認を得た後、指定する期日までに回覧板を作製し納入すること。

9. 納入場所

市が指定する場所に、指定した部数を納入するものとする。
(総務部総務課、総合支所、出張所計 12 箇所を予定)

10. 費用の負担

回覧板の作製等に係る全ての費用は、無償提供事業者が負担するものとする。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 応募者から提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、無償提供者事業者選定以外の目的で使用しない。
ただし、「大館市情報公開条例」に基づき、不開示情報部分（個人情報及び法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象とする。

12. 広告の掲載

- (1) 無償提供事業者は、作製する回覧板へ市が指定する位置に広告を掲載することができる。
- (2) 無償提供事業者は、広告主の市税の納付状況を確認するため、事前に納付状況確認同意書（様式第 4 号）を提出し、市の承諾を得ること。

13. 掲載できない広告

「大館市広告掲載要綱」及び「大館市広告掲載基準」に定める広告

14. 選定の取消し

次に掲げる事項に該当した場合、市は無償提供事業者の選定を取り消し、回覧板の受入れを拒否することができる。

- (1) 指定する期日までに回覧板を作製できない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等業務の継続が困難となった場合、または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が回覧板作製に支障があると認めたとき

15. 無償提供事業者の責務

- (1) 無償提供事業者は、広告の内容や品質、作製する記事等回覧板作製に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 無償提供事業者が広告主を募集するときは、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。
- (3) 無償提供事業者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において回覧板を作製しなければならない。
- (4) 第三者から掲載された広告内容及び記事の内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合には、無償提供事業者の責任及び負担において解決するものとする。

16. その他の留意事項

- (1) 回覧板のデザイン及び広告内容については、市と協議の上決定するものとし、修正等が生じた場合には、市は無償提供事業者に修正を求めることができる。
- (2) 回覧板作製後に当該広告が「13.掲載できない広告」に該当した場合、若しくは無償提供事業者が作製した記事の内容が不適切であることが判明した場合は、回覧板の回収及び代替え回覧板の作製等を無償提供事業者の負担で行わせることができる。
- (3) この要項に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

17. 担当窓口

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

大館市総務部総務課総務係（本庁舎4階）担当：長内

TEL 0186-43-7025（直通） FAX 0186-49-1198

電子メール soumu@city.odate.lg.jp